

## 福岡市福祉のまちづくり条例「施設整備マニュアル 2014」

## 改訂の概要について

## ○経緯

前回 2014 年のマニュアル改訂後、以下の法律、関係法令、ガイドラインなどの改訂が行われているため、マニュアルの改訂を行うこととし、学識経験者、専門家、利用者からなる「福岡市バリアフリー整備研究会」を設置し、専門的・技術的な面からの研究、協議を行い、マニュアルへの反映を行うもの。

回	日程	内容
第1回	H30.12.25	・施設整備マニュアル改訂の方針について ・バリアフリー整備に関するアンケート調査について
第2回	H31.3.25	・施設整備マニュアル改訂素案(抜粋)について
第3回	R1.6.17	・施設整備マニュアル改訂素案(抜粋)について ・アンケート調査の報告について
第4回	R1.9.5	・施設整備マニュアル改訂(案)について
第5回	R1.11.25(予定)	・施設整備マニュアル改訂(案)について

## ○主な改正点(案)

種別	場所	内容
全般	便所	・介護ベッドを大型ベッドへ名称変更 ※要規則の改正
		・大型ベッドの必要性を明記
		・機能分散化のため、一般便所にもオストメイトのための設備設置を可能とする ※要規則の改正
建築物	客席及び舞台	・車いす使用者用客席について、固定位置のスペース確保だけでなく可動席のスペースも設置
		・席から舞台等へのサイトライン確保
交通機関の施設	移動等円滑化された経路	・バリアフリールートと主たるルートの差を可能な限り小さくする
		・別事業者の乗降場との乗り継ぎ円滑化
		・移動等円滑化経路の床面と柱等の識別
		・エレベータの大きさ、数は利用状況に応じて設置する旨義務化
		・車いす使用者が単独で乗降できるよう段差の解消

※建築物の客室にかかる車いす利用者客室の整備数については、R1.9.1 改正済

## ○今後の予定

R1.11/25(月) 第5回福岡市バリアフリー整備研究会 開催

R2.2 頃「施設整備マニュアル 2020」完成

R2.4～「施設整備マニュアル 2020」にて運用開始